

議案第 21 号

太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

太宰府市水道事業給水条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年 2月27日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

水道法（昭和32年法律第177号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市水道事業給水条例（昭和 40 年条例第 177 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項及び第 34 条第 2 項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第 43 条第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。